

国家公務員退職手当の支給の在り方等に関する検討会（第11回）

2008年4月18日（金）

【塩野座長】 国家公務員退職手当の支給の在り方等に関する検討会、第11回の会合を開催いたします。

本日の予定でございますけれども、「中間とりまとめ（案）」について前回はご議論いただきましたが、きょうも引き続きご議論をいただきまして、もしそれでまとまるものであれば、それを今度はパブリックコメントに付したいということでございますので、ご審議方、ご協力、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、議事に入りますが、まず、前回の会議後、委員の皆さまから大変丁寧な修正のお申し込みをいただきました。それを、できるだけ取り入れるという方向で案に組み入れてございます。そこで、まず、参事官のほうから説明をお願いします。全体の構成は変えておりませんし、流れ自体も変えておりませんので、きょうは項目ごとに区切って議論を進めたいと思います。

それでは、どうぞ。

【中島参事官】 そうしましたら、最初にお手元の資料についてご説明いたします。資料とついております「中間とりまとめ（案）」、これが今までの前回の議論、その後いただいたコメントを踏まえて溶け込んだ、きょうの議論の対象となるものでございます。それ以外にこの「中間とりまとめ」に対する先週来の新聞記事の切り抜きや増田総務大臣の閣議後の会見の様態も、それから、これはご参考までに配付させていただきました。増田大臣の会見は、NHKの昼のニュースでも報道されたというものでございます。

それでは、まず1ページの目次についてご説明をさせていただきます。

前回のこの会議の場で、内山委員からのご指摘で「一部支給制限制度の在り方」となっていたところ、最初から一部と書くよりは、まず支給制限の在り方から議論すべきだということで、表題をこのように変えております。

それから、5のところ、「支給制限・返納処分」ということで「処分」を追加しておりますけれども、これは4なんかを見ていただきますと、「制度の内容」と。5のところは「返納の手続」というだけだと、いかにも実務上の手続のような感じがしますが、実際に議論しておりますのはどういう処分をするかということで、これは阪田代理のアイデ

アをいただきまして、こういうことにいたしております。

とりあえず目次は以上でございます。

【塩野座長】 よろしいでしょうか。

それでは、目次はこれで、一応確定をいたします。

次に「はじめに」です。どうぞ。

【中島参事官】 まず、退職給付という言葉を使っておりますけれども、民間・地方公共団体含めたところで、必ずしもこの部分で議論したわけではなくて、事後的に座長・座長代理と話しているときに、民間なんかのときには退職金、退職手当、どういう言葉がいいのかということで、退職給付という言葉を使ってはということで、この部分にもそういう反映をさせていただいておりますし、後ほどもこういった言葉がもう一か所出てまいります。

その下でございますけれども、懲戒免職処分ということで、この後いろいろ出てくるんですけれども、処分性のあるものについては「処分」ということを明確にいたしております。これは阪田代理から事後的にいただいたコメントでございます。

その次に、「相当する」と。ここはもともと「値する」と書いておりましたところ、前回、いろいろのご意見があったと。内山先生から「価」じゃないかというご意見もいただいて、いずれにしても、なかなかしっくりこない表現であったということで、法律的にもいろいろ見ましたけれども、全く問題のない表現でございますので、「相当する」ということにさせていただきたいと思っております。

その下、「考えを示し」というところは今まで「提言」という形で、最終的な報告のようなことでは今回ありませんので、現段階でのということで、「提言」というような言い方を、これ以下もそうですけれども、こういった表現にさせていただいております。

3ページのほうは、特段の修正はございません。

「はじめに」は以上でございます。

【塩野座長】 よろしゅうございますですか。「値」を「相当する」ということで、整理をいたしまして、内山委員、どうもご注意ありがとうございました。

では、続いていきましょう。

【中島参事官】 続きます、4ページ、「検討の視点・範囲」でございます。四角の中の「等」と下の③のところの「等」、これは座長と後日ご相談した際にいただきましたコメントですけれども、権利保護のとき、特に今回、遺族、相続人の部分についても中心的な

議論の1つでございますので、そういったことを明示いたしております。

①のところ、阪田代理から、ここは表現の問題かとも思いますけれども、もともとの文章が「対応」が2つで稚拙な文章でございましたので、読みやすくしていただきました。

②のところ、国家公務員制度改革法というのを明示いたしております。もともと「公務員制度改革においては」ということで、何を言っているのか若干わかりにくい文章でしたので、ここもきちんと内容がわかるようなものにいたしております。

【塩野座長】 今回の場合、「国家公務員制度改革基本法案においてもその旨が盛り込まれている」、これが挿入されるんですね。

【中島参事官】 そうですね。

【塩野座長】 これは事実の確認でよろしいかと思います。

ここは文章が長いので、「喫緊の課題である」で点を打たないと、ちょっと読みにくいかなと思ったんですね。1ポツの③の2行目。

【中島参事官】 はい。わかりました。

【塩野座長】 それから、「当て検討を行った」が日本語としてはよろしい。「当てた検討」ではなくて、「焦点を当て検討を行ってきた」というふうに修文させていただきます。

ほかはよろしゅうございますか。

【阪田座長代理】 ②のところは、「公務員制度改革では」というのが一体何なのかなという……。 「公務員制度改革では、議論が行われ」というところがむしろよくわからないという問題提起だったのですが。

【中島参事官】 文章のほうはまさにご意見いただければと思うんですけども、実際の状況というのは、我々の認識としては、公務員制度改革という去年来の流れの中で、公務員制度改革について総理のもとの有識者懇が設けられまして、その中で退職手当についても、ここにありますような官民の人材交流とか、能力実績に応じた処遇の観点から見直しが必要というようなものが入りまして、それが基本法にも今は盛り込まれているというのが今の状況でございまして、それをどう表現すればいいのかというところは、もし何かあれば。

【阪田座長代理】 一連の公務員制度の改革をめぐる論議というような趣旨ですね。

【中島参事官】 そうです。

【塩野座長】 そういうことなんですね。「また、公務員制度改革との関連では」ぐらいでしたらどうでしょうか。

【阪田座長代理】 はい。

【塩野座長】 よろしいですか。

それでは、次の2ポツに参りましょう。

【中島参事官】 5ページ、「2. 現行制度の問題点」のところでございます。

このところの四角の中、これは本文のほうがここにありますような一律に全額を支給制限・返納の対象としていることについては「検討に値する」と書いてありまして、上のほうが「検討の余地がある」ということで、ちょっとニュアンスがずれているんで、一応下に合わせたんですけども、むしろ上に合わせるべきであれば上に合わせるし、「余地がある」というのはちょっと弱い書き方になっていたものですから、そういう意味での下に合わせた……。ちょっとニュアンスに差があることを、今回ここでどちらに合わせたほうがいいのか、別のままでよかったのかという意味で、事務局で直ささせていただいております。

それから、阪田代理から、これは上の四角にも反映してくるんですけども、③のところのともとは「禁錮以上の刑の確定判決が」というような文章だったと思うんですけども、その辺の書き方で、「判決の確定」と書くのか、いろいろとどういう修文がいいのか考えまして、「の」が多くなってしまうものですから、むしろ「判決」を落として「禁錮以上の刑の確定」のようなことで、上のほうの四角も「刑の確定前に」というような書き方で修文をいたしております。こういう修文でいいのかどうか、また、阪田代理のほうからご意見いただければと。

それから、そのほかのところも阪田代理と書いてありますところは、後日、阪田代理からいただいたコメントを反映いたしたものでございます。

「懲戒解雇の場合においても」は阪田代理からのコメントで、塩野座長からのコメントは、その下の「一律に全額不支給という極端な取扱いはしていない」となっておりましたところ、会議の後、ここは「極端な」という言葉は不要であろうということで落としたものでございます。

以上でございます。

【塩野座長】 四角の中の一番最後は、「検討に値する」ということは問題の指摘ですけども、値したのですぐ検討したんですよ。

【中島参事官】 そうですね。「検討の余地がある」というとちょっと引き過ぎているかなと思って、むしろ、ほんとうに検討しているんで、「検討に値する」としました。

【塩野座長】 あるいは、もっと率直に言えば、「検討する必要がある」と。そうしましょう。

【阪田座長代理】 「図ることも検討する必要がある」と。

【塩野座長】 本文④のところもよろしゅうございますか。

それでは、次の3ポツになりますか。

【中島参事官】 「3. (1) 退職手当の性格」のところでございます。四角のところ、必ずしも中身のコメントというよりは、ここのところ、「その」をつけている部分について、阪田代理から読みやすくするというご趣旨でございます。

その下の「民間における退職給付と同様に」というのは、会議後、座長とご相談した際に、民間もこういうふうになっているんだから、そこはきちんとした上で、公務員においては後ろにあるように、「基本的には、職員が長期間勤続して退職する場合の勤続報償としての要素が強い」ということになっているというふうな修文でございます。

【柳瀬委員】 さっきも出てきて、ここで2度目が出てきているんですが、民間で退職給付という言葉はあまり使わない。退職金の支給とか、そういうふうには使うけれども、給付というのは退職金そのものを指すことですよ。

【阪田座長代理】 退職金と年金とを合わせてどう言うのかなというのが……。

【柳瀬委員】 年金は給付と言うけれども、退職金は退職金としか言わないで、あわせて言うというにはあまり……。

【内山委員】 法人税法は退職給与引当金で、会計用語では退職給付か。

【阪田座長代理】 退職給与。年金も退職金も両方ですよ。

【内山委員】 そうですね。

【中島参事官】 まさに今、阪田代理もおっしゃいましたように、退職手当と年金の例えば3階を合わせたようなところをよく退職給付として、民間の場合はよく一時金受け取りか年金かが選択制になっているところが最近多いものですから、そういう意味では、退職金と企業年金の3階部分がほとんど重なり合っているような、最後にどちらを選択するみたいだんだんなりつつあって、それを合わせたところでよく退職給付というのを使っているんじゃないかと、それがただ語感として合わないとなる……。

【角委員】 それをあわせて退職金と言っているような気がする……。

【柳瀬委員】 退職給付という言葉はほとんど使われないだろうという。

【阪田座長代理】 年金化したものも。

【柳瀬委員】 年金化したものも。

【角委員】 だから、一時金が選べるので、退職を契機に払うお金というような意味で、退職時に即払われるお金というよりはもっと広い感じで言われてみると使っているのかと思います。

【塩野座長】 これは、ほかに何回か出てきますか。

【中島参事官】 いえ、先ほどとこの2か所でございます。退職金のほうがよければ、そこはもう……。

【柳瀬委員】 いや、抵抗はないのですが、あんまり使われてないのではないかなという。

【塩野座長】 では、退職金にしましょう。前のほうも直しておいてくださいね。

【中島参事官】 はい。

【阪田座長代理】 退職金というと、一時金だけのイメージがするもので。

【角委員】 企業年金は一時金でも選べるので、すごくメニューが会社によってあるのではないのでしょうか。かつては退職と同時に支払われる退職金の一部を年金化したのが企業年金なので、いわゆる年金というとらえ方をしていないんじゃないのかな。

【中島参事官】 年金というと厚生年金みたいなほうで、3階部分は退職金。

【柳瀬委員】 厚生年金のほうを年金として。

【塩野座長】 もともとはどういう言葉でしたっけ。

【中島参事官】 2ページのほうはもともとは「その間、各省庁や地方公共団体、民間企業における退職手当、退職金実務というような書き方に関するヒアリング」でしたが、むしろこのほうがよろしいですか。

【塩野座長】 もとに戻しますか。

【中島参事官】 はい。では、こちらをもとに戻して、6ページのほうは「民間における退職金と同様に」と。

【塩野座長】 そうですね。報告書になるときにもう一度議論してもいいかと思います。今回はとにかくこういうことで、わかりやすく。

それでは、行きましょう。

【中島参事官】 それでは、7ページ、8ページのところ、法的根拠のところでございます。たくさん線を引いておりますけれども、幾つもの同じようなコメントが繰り返し下線に反映しているという意味で、1つ大きなコメントといたしましては、前回、柳瀬委員か

ら「公務員集団」の「集団」という言葉が違和感があるということで、今回、「集団」という言葉は使わないですべて表現を直しております。そのまま「公務員の」としている場合、あるいは「公務員としての」と、やや集団を意識させるような修文にしている場合、そうすることで書き分けをいたしております。

前回、よく「公務員集団の規律違反に対する」というのが繰り返し出てきた部分は、必ずしも要らない部分は落としたりというようなことで、「集団」という言葉を落としたというのがこのページの1つ目のポイントでございます。

2つ目、四角の中のア. の下から3行目は、阪田代理から「既に死亡している」と明確に書くということでございます。

その次のイ. のところは、事務局のほうで、ここは「過去の功績が没却されて報償を与えるに値せず」と、ここは本文のほうと表現を合わせたというものでございます。

四角の中のウ、まず柳瀬委員のほうは先ほど言いましたように、「公務員集団の規律違反に対する」というのを削除してございます。「集団」は、こういう形で幾つか落としております。

阪田代理のほうからは、今まで「没却による不当利得」となっていたところを「没却に伴う」としてはいかがかというコメントをいただいております。

①の中でございますけれども、表現について、阪田代理のほうから、3行目ですけれども、もともと「解することが可能である。このように整理すれば」となっていたところについて、「解することが適当である。このような理解は」というふうな修文をいただいております。

最後のところ、「公権剥奪により失われることとされてきたという歴史的経緯とも整合する」というふうに、ここも文章の修文をいただいております。

②のところですが、ここも阪田代理のほうから、「当該元職員から退職手当を返納させることができるように」、基本的には読みやすくしていただいたんだということだと思っております。

③のところですが、追加の「公務員法制上の制裁であると解すると」ということについて、前回この場で座長のほうから、③が何についての文章なのかははっきりさせるという意味で、きちんとここに入れたというものでございます。

その下、「人格に対する非難として制裁を行うとは理解し得ないため」ということで、ここは実は目的語が原文では入っておりませんでした。「人格に対する非難として行うとは

理解し得ないため」ということで、これは「制裁」が目的語でおそらくいいのではないか
ということで「制裁」を足しておりますけれども、もし正しくない場合にはまたコメント
いただければと思います。

④のところでございますけれども、ここは内山委員のほうから、「支給制限・返納は公務
員法の制裁ではなく」、功績の没却ということで、文章をより明解にさせていただいたと思っ
ております。

⑤のところですがけれども、ここの部分、今まで功績の没却と不当利得について、支給制
限・返納を必ずしも明確に、どれが不当利得でどの部分が功績の没却かというのがややあ
いまいになっていたものですから、ここを丁寧に「退職手当の支給制限は功績の没却とい
う考え方、返納は功績の没却に伴う不当利得という考え方」というふうに丁寧に書いてお
ります。

その下の阪田代理の部分、これは「に」を追加いただいたと。

⑥のところでございますけれども、内山委員のほうから表現上のコメントを事後的にい
ただいております。

⑦のところのコメントも、阪田代理のほうから、これも基本的には中身というよりも、
中ポツを「や」に直すとか、あるいは「制度」ということをきちんと書くというようなコ
メントをいただいております。

以上でございます。

【塩野座長】 いかがでしょうか。

【阪田座長代理】 ③の趣旨がわからないのですけれども、死亡している場合、制裁を
行うことができないという意味ですか。

【塩野座長】 まあ、そういうことなんですけどね、死亡してしまっているのだから。
ここは私も「制裁を」というのが……。

【中島参事官】 いいのか。どうか。

【塩野座長】 ええ。「人格に対する非難として支給制限・返納等を」というふうにしな
いと、非難がもう既に制裁なもんですから。

【阪田座長代理】 そうですね。今の原文は「非難として行うとは理解し得ないため」
というのは、何をどのように行うことを理解し……。

【塩野座長】 これ、上を受けていますから、支給制限・返納命令等ということだと思
うんですね。けしからんから……。

【阪田座長代理】 「制裁であると解することができる」ですね。

【塩野座長】 これは四角の中のア. のところですよ。これは上のほうに「公務員法制上の制裁であると解すると」としましたので、そうすると、③の2段目が要らないかもしれないですね。こういうふうに「解すると、非違行為を行った本人が死亡している場合、退職手当の遺族への支給制限や——設けることは、論理的にあり得ない」。ここは2行目の「人格に対する非難として制裁を行うとは理解し得ない」、これを取りましょう。

【阪田座長代理】 そうですね。

【中島参事官】 はい。

【塩野座長】 山本委員はそれで大丈夫ですか。

【山本委員】 そうですね。ここは確かに文章がごちゃごちゃしていると感じがします。

【塩野座長】 では、そういうことで。どうもありがとうございました。

よろしゅうございますか。

【角委員】 8ページの⑥の2行目で、「過去の功績の没却による不当利得」で、四角の中のほうが……。

【塩野座長】 「伴う」ですね。

【中島参事官】 これは「伴う」でございます。

【塩野座長】 よろしいですか。

それでは、次、行きましょう。4ポツです。

【中島参事官】 続きまして、9ページ、10ページのところで、「4. (1) 返納事由の拡大とその範囲」でございます。

まず、阪田代理から、四角の中で、「具体的内容は、事例の積み重ねを経て明確化されるべきであると考えられる」ということで、よりわかりやすくしていただきました。

次の四角の中の内山委員からのコメントは、「返納事由の拡大に当たっては」ということで、ここも明解にさせていただきました。

①のところについては、阪田代理のほうから文章上のコメントをいただいております。

②のところも文章上のコメントですけれども、1行目のところで「民間においては、退職金の支給制限・返納の可否を懲戒解雇と連動させずに別途判断しているところが多い」というふうに修文をいただいております。

さらに3行目の「これを当該事由が退職金支給後に発覚した場合の返還請求の根拠としているところがある」と。さらに、「また、懲戒解雇に相当する事由が発覚した場合の返還

規定を就業規則に明示的に設けているところもある」ということで、②全般について文章を整理いただいております。

③のところでございますけれども、阪田代理のほうから文章の整理をしていただくとともに、内山委員のほうからも「懲戒制度」の前に「現行の」と入れるということをお願いしております。

ちょっと順番が前後しましたけれども、下の注の14が加わっております。②の注14としまして、京都市の条例についても、京都におきましてヒアリングの第2回るとき、公務員部から報告がありましたように、返納の規定がございますので、注に明記をいたしました。この点については座長のほうからご指示がございました。

続きまして10ページでございますけれども、「非違行為が何かについては」という部分については、阪田代理からいただいたコメントでございます。

⑤のところですが、事務局のほうで「退職手当の残存状況」という言葉がこの部分、返納させる時点では、「例えば」の後で、もともと「退職後の経過年月、退職手当の残存状況、家庭の経済状況等、諸般の事情」というふうに列挙されていたんですけれども、残存状況と家庭の経済状況というのはちょっと重複感があるということと、実際のところ、直接的に残存状況と書くと、使ってしまうといいのかみたいな感じもするので、むしろ実際の生活としてほんとうに見る必要があるのであれば、経済状況というほうがいいのではないかとということで、経済状況のほうを残すというような書き方にいたしてはどうかということでございます。

一番最後のところで、前回のときには※印ということで、前回の議論に資するようということで幾つか質問事項みたいなのを並べておりましたけれども、今回、報告書の取りまとめということで、後ほども出てきますけれども、必要なものを本文に織り込んだような形で、※印については今回すべて事務局のほうで削除をいたしております。

9、10ページ、以上でございます。

【塩野座長】 いかがでしょうか。この辺は基本的には明解にいただいたということですね。それから、私から申し上げたところなんですけれども、②のところ注の14で京都市の例があつて、これがこの会議にも出された資料ですので、挙げたほうがいいのかと思ったんで申し上げたところです。

【阪田座長代理】 ②の「ところもある」の後に改行して、「地方公共団体においても」ということでどうでしょうかね。

【塩野座長】　　そうですね。地方公共団体においてもこういう事例があると。これは京都市というのは注にしてくださいね。

【阪田座長代理】　　そうですね。その注のところ、「規定が定められている」というのもあまり……。 「規定が置かれている」とか、「設けられている」とか、そんな言葉がいいのではないのでしょうか。

【塩野座長】　　「規定が置かれている例がある」ですね。
どうもありがとうございました。

【内山委員】　　この9ページの②の最初の表現ですけれども、「民間においては、退職金の支給制限・返納の要否を懲戒解雇と連動させずに別途判断しているところが多い」という表現は、ヒアリングに基づき、事実として懲戒解雇と連動させてないケースが多いということだったのでしょうか。懲戒解雇と連動させているケースもあるわけですよね。だから、「懲戒解雇と連動させずに別途判断」だと全然懲戒解雇と関係ない世界で判断していますという表現になってしまうのだけれども、どうもそうだったかなと。懲戒解雇と論旨解雇と結構連動して規定しているケースも多かったのではないかなという記憶ですが。

【柳瀬委員】　　いや、ここで書こうとしたことは、懲戒解雇、即支給制限ではなくて、懲戒解雇は懲戒解雇でやって、それに伴って退職金の支給制限をしたりするという意味で書いているんだらうと思いますが、内山委員のおっしゃっているような誤解を生じさせますよね、この文章自体が。ここはちょっと改めたほうがいいかもしれません。

【内山委員】　　そうですね。

【柳瀬委員】　　我々は議論しているから、趣旨はそこのところはわかっているつもりだけれども。

【阪田座長代理】　　「多い」というのがちょっと言い過ぎなのかもしれない。

【中島参事官】　　「ところもある」とか。

【内山委員】　　「ところもある」ですね。

【津村補佐】　　あるいは「懲戒解雇と」の後に「自動的に」とか何か。

【塩野座長】　　そうそう。そういう意味。国家公務員の場合は自動的にになっているからね。こっちは自動的ではないという趣旨。

【中島参事官】　　「多い」というのが問題ですかね。

【阪田座長代理】　　多くはないのでしょうか。

【中島参事官】　　「ところがある」ぐらいでしょうね。

【阪田座長代理】 その程度ですかね。どの程度……。

【柳瀬委員】 民間の実態としては、自動的ではないんですよ。懲戒解雇は懲戒解雇委員会とかというのを普通つくってあって、そこで行って、退職金を支給するかどうかは取締役会とか選ばれた人が行うという意味では、そっちのほうが多いんですよ。

【阪田座長代理】 多いですよ。

【柳瀬委員】 だから、多いのはいいですよ。そうではなくて、「連動」という言葉がちょっと誤解を招きますという話。

【阪田座長代理】 なるほど。「連動」がですね。

【柳瀬委員】 ええ。「連動」だと、「せずに」と書いてしまうと……。言い方が難しいけれども、自動的ではないというほうが適当なのかなと。

【内山委員】 ただ、「中間とりまとめ」資料編の8ページ、中山先生の「就業規則モデル条文 上手なつくり方、運用の仕方」の中で、四角の囲みが真ん中にございますけれども、「懲戒解雇された者、または懲戒解雇事由に相当する背信行為を行った者は、退職金の全額を支給しない。ただし、情状により一部減額して支給」というのをむしろ退職金規定の中に入れていているという民間の事例が出ていますので、これを読むと連動させているような表現に読めるんですね。

【阪田座長代理】 これはそうですね。

【内山委員】 こういうのがモデル就業規則としてあると、実際にどの程度……。

【阪田座長代理】 そこは2つ目の文章、「一方」の後はそのことが書いてあるんですね。「退職金を支給しない」。

【内山委員】 そうですね。「一方」以下ですね。

【阪田座長代理】 だから、これもあると。

【角委員】 「連動させずに」という意味が2つあって、さっき柳瀬委員がおっしゃったように、手続的に懲戒を打つところと退職金支給は別という話と、実態上、懲戒解雇になったら、退職金は、全額は払わないという意味では連動しているけれども、国家公務員のように、懲戒免職になったら即退職金は一切払わないという意味では連動していないということ。

【内山委員】 そこまで読めればいいんですね。

【角委員】 これを読むと、払ったものを後で返させるという話と、何かあったら全額払わないという、全額と一部とがマトリックスでごちゃごちゃに入っているから、この一

文だけが異質なものが入っているので、さあ、どうしようという話になりますけれども。

【塩野座長】　そうですね。国家公務員の場合には処分権者と支給権者ですか、あの辺が一体的になっているけれども、今、柳瀬委員のお話のように民間では違うんですね。そうすると、もう一つ判断が加わるという意味では自動的ではないんですね。それから、やっているところと、やっていないところといろいろあるとか、いろいろなことを考えると、多少ぼやかして連動していませんよと。その連動の意味はいろいろありますがという。そのほうが今の段階ではいいのかもしれないですね。厳密に書くとなると、もう一度民間のほうに問い合わせてみないと、特に多いとか少ないとか、定量的な話が出てきますと、今の段階では「ところがある」ぐらいに。

【阪田座長代理】　これはでも多いということではなかったのではないですかね。

【内山委員】　多いということでしたか。

【阪田座長代理】　中山先生のモデルは確かに連動しているようですけれども、これはむしろモデル条文で、どうも経団連の方から伺った限りでは、別途そもそも決定するところが違うようなお話だったような……。

【塩野座長】　そこは大きなポイントですね。決定するところが違うというのがね。

【阪田座長代理】　それがほとんどのような感じでしたが。

【柳瀬委員】　と思いますよ、実際はね。

【阪田座長代理】　そうですか。

【塩野座長】　「連動」という言葉をいろいろな意味を持たせた上で置いて、「ことも多い」ということでいきましょう。

【阪田座長代理】　「自動的」というのは。

【塩野座長】　「自動的」だとちょっとこれまた、私も最初は「自動的」がいいと思ったんだけど、「自動的」になると、わりあいまた、かちつとした制度になってしまうので。ここはそういうことをご勘弁いただきます。正式の報告書の場合にはもう少しきちんと書くことになるかと思うんですが、どうもありがとうございました。

ほかはよろしゅうございますか。

それでは、前に進ませていただきましょう。どうぞ。

【中島参事官】　それでは、11ページ、4.(2)返納事由を拡大する場合の退職後の非違行為という部分でございます。

まず、2行目のところ、ここは「は」か「が」か、座長とも事後的にいろいろとご相談して、ここは「が」だろうと。なかなか難しいところでございます。

それ以外の修文ですけれども、事務局とありますのは、下の文章から拾うときの拾い方をより正確に拾ったというものでございます。

その下、①、②について、阪田代理からコメントをいただいております。

③のところも、阪田代理のほうから事後的に文章についてコメントをいただいております。

最後のところ、「刑事罰等が課されることをもって十分に担保されている」というところのあたりの表現も、「ではないか」とか、削除になっておりますけれども、くどかった部分もありますけれども、その辺についても座長のほうからもう少し普通の文章にということで、あわせて直しております。

以上でございます。

【塩野座長】 このところの直しも別に趣旨を変えたということではなく、少し強目というのか、「ではないか」というような言葉ではなくて、明確に出したという。

もしよろしければ、次に行きましょう。

それでは、「4.（3）支給制限制度の在り方」。

【中島参事官】 12ページ、13ページでございます。

まず、四角の中ですけれども、1つ目の文章、まず「処分」という言葉を入れたと。「現行の退職手当制度において、懲戒免職処分の場合には一律に退職手当の全額が不支給とされるが、その他の懲戒処分を受けた後に退職をしても原則として全額支給とされることについては、格差が大きすぎるのではないかという疑問がある」。従来、ここは「均衡を失っていたのでは」という部分を、阪田代理からコメントをいただきまして、「格差が大きすぎる」と。本文の③のところも同じような修文をいただいております。場合によっては後ほど補足していただければと思います。

その次の四角の中、「その場合には、禁錮以上の刑が確定して失職した場合でも執行猶予が付されているとき等には、一部支給制限を可能とすることも併せて考えるべきである」。こちらは角委員のほうから事後的にコメントをいただきまして、制限の基準のほうには執行猶予の話、禁錮刑以上の刑の取扱いについて出てきていたんですけれども、こちらの制度の在り方のときに懲戒免職のことだけを専ら言って、禁錮のことについて触れておりませんでしたので、こちらの（3）のほうにおいても禁錮以上の刑について四角で触れると

ともに、13ページのほうに④を立てて触れさせていただいております。

また、角委員のほうから、「一部支給制限」という言葉を「一部支給制度」、制限とわざわざつけなくてもいいのではないかと。これは非常にごもっともなコメントで、一部としたときに支給のほうでいうのか、制限のほうでいうのかということで、法律的には、ほっておくとみんな全額支給というのが前提なものですから、我々法律を組むほうからすると、全額支払わ「ない」とか、少し支払わ「ない」とかというので、払うほうは事実行為になって、とめるほうが処分になっているものですから、どうしても頭の構造としては一部支給制限のほうに重きを置いて書いているというのが、より法律の書き方に近いような書き方になっております。果たしてこれだと違和感があるのかどうか、また後ほどご意見いただければと思います。

①のところの下のほうのコメント、阪田代理のほうから事後的にいただいております。一部支給の考え方について、一番下の色塗りのところですから、「功績の没却という考え方に立っても」以下、「本人の過去の功績の度合いと非違行為によってそれが没却される程度とを比較衡量する必要があると考えられる」。従来の書き方を非常にわかりやすくしていただいたと思っております。

②の部分についても、文章上のコメントを阪田代理からいただいております。

③のところ、「格差が大きすぎる」。四角と同じで「均衡を失っている」をこのように修文いただいております。

13ページのほうですけれども、④、先ほど申し上げましたとおり、角委員のほうから、こちらについて追加してはどうかというコメントをいただいたところでございます。

⑤のところですけれども、これは阪田代理から文章の修文をいただいております。右のほう、66の下の2つ目の削除を見ていただきますと、もともと「比例原則の観点から厳しすぎる結果となるおそれがあるとして」というような書きぶりだったところにつきまして、「職員の受ける不利益があまりにも大きいことから、例えば自主的に退職を懲遷するなど、懲戒免職処分自体を避けがちな実態があるとも考えられ、一部支給制限制度の創設は、懲戒制度のより適切な運用に資すると評価することができる」というような修文をいただいております。

⑥の部分ですけれども、この部分、調整額の不支給の部分で、前回、わかりにくいということで、角委員、森戸委員、内山委員から、コメントをいただきまして、この間の議論の最後のところで内山委員からありました「もっとも」という書き出しで書かせていただ

いた上で、最後のところで、「なお、廃止した場合には、懲戒免職以外の懲戒処分については、一部支給制度の対象外となる」と明示的にはっきり書くとしたところでございます。

ただ、阪田代理から事後的なコメントとして、「なお」以下はほんとうに必要なのかどうかというようなコメントをいただいているところでございます。またご議論いただければと思います。

以上です。

【塩野座長】 わかりやすくしていただいたのは、それはそれとしていただくとしたしまして、表現の変化が多少それぞれの思いと違う、ずれるところもありますので、そこだけチェックさせていただきますが、「格差が大きすぎる」、ここは均衡がいいのか、格差がいいのかということなんで、確かに比例原則、あるいは均衡という、もともとは処分と行為の比例なんですね。つまり、状況に適合した処分、それが比例原則なんですけど、これはむしろ制裁の重さ大きいと。そこが均衡を失っている、そういうニュアンスでできているので、阪田委員から「格差」という言葉に変えられたんだろうと思いますが、ただ、「格差」の言葉が嫌だという人もいるかもしれないですね。その辺の気持ちの問題はあるかもしれません。

【阪田座長代理】 「格差」にはこだわらないです。ただ、「均衡」というと、何と何の均衡かというのが判然としないと思っただけなので、差があり過ぎるという程度の気持ちですから。

【塩野座長】 では、「格」を取りますかね。「差が大きすぎる」。

それから、確かに角委員のご指摘はそのとおりですが、法律に書くときは、原則で一部支給を制限するという形になるものですから、もしこれでよろしければ、ご理解いただければと思います。

【角委員】 はい。

【塩野座長】 それからもう一つは、構成上の問題ですが、禁錮以上の刑の確定の場合の執行猶予の点については、角委員からのご指摘で、④のほうでのご指摘があったんですが、それは2か所に分けたことになるわけですね。2か所に置いたほうが良いということで、2か所に置かせて……。どうもご指摘ありがとうございました。

それから、もう一つお伺いしておいたほうが良いと思ったのは、⑥のなお書きですが、ここは要するに、この前の議論したときに、こういう形で調整額相当部分をやめにしましょうといったときに、それでは懲戒免職以外の懲戒処分については、こういった一種の調

整みたいなものもないのかという議論になって、それも結局ありませんということになったものですから、なお書きで念押し的に書いたんですけれども、阪田代理からここは削除のほうがいいのではないかと。

【阪田座長代理】 いや、ある意味当然のことかなと。そうすると、少し強調し過ぎるというのは刺激的であるのではないかという、その程度のものですが。対象外にしますよ、しますよと宣伝するほどのものでもないのかなということですが。

【塩野座長】 結局、どうなるのかと聞きたくなることは確かに聞きたくなるものですが、もし大きな弊害がなければ。

【阪田座長代理】 いや、私のは全く感覚的な提案です。

【塩野座長】 では、ここはこのままで。どうもありがとうございました。

ほかに何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは、先に進ませていただきましょう。

【中島参事官】 14ページ、15ページ、「4.（4）一部支給制限制度を創設した場合の基準」ということで、まず、四角の中ですけれども、禁錮以上の刑の確定については本文のほうの記述はあったんですけれども、四角のほうで記述がなかったので、四角のほうにも持ってきたというものでございます。

①のところ、「懲戒処分の指針」の前に、これは座長のほうから後日コメントがございまして、「人事院による」ということを入れたものでございます。

その下のところ、「個々の事案に対する具体的な支給割合は、諸般の事情を考慮した事例の積み重ねによって判断されていくことになろう」。前回お示ししたときには、「具体的な相場観は」と書いていたところ、相場観の代わりにどう書こうかということで、座長ともいろいろご相談して、現在このような書きぶりとさせていただいております。

そのほかのところはほかのところと同様の修文と。最後のところも※印は削除しております。

以上です。

【柳瀬委員】 四角の中の「執行猶予の有無等の刑事責任の軽重を考慮する」と書いてありますけれども、「執行猶予の有無等の刑事責任」という言葉の問題ですが、刑事責任は執行猶予がつこうとつかまいと、基本的に変わらないというのが1つと、それから「執行猶予の有無」といいますかね。執行猶予はついたかつかないか。我々実務的な感覚からすれば、執行猶予ありなしとはあまり言わない。この2つの点。

【中島参事官】　むしろ15ページの④の文章を見ていただくと、こちらのほうが本文ですので、こちらで「有無」が確かに入っているのです、こっち側の文章さえ決着がつけば、四角の中はそれに合わせればよいかと。「有無」という言葉と、今ありましたのは「軽重」というのが「刑事責任は、軽いものとして」という、この文章自体がそうするとちょっとおかしいということになりますかね。

【柳瀬委員】　刑事責任は同じですから……。

【塩野座長】　執行猶予が付されているか、付されていないかも考慮する必要があると端的に言ったほうがいいですかね。

【阪田座長代理】　④の今、中島参事官がおっしゃったところの「実務においては」というところがよくわからないのですけれども、この実務というのは一体何を指しているのか。「実務においては、実刑の場合よりも軽いものとして運用されている」という実務というのは一体何ですか。

【柳瀬委員】　我々の言っていることは刑事裁判実務ですよ。実務と言った場合に、刑訴法的には同じなんです、刑事責任として言えば。だけど、裁判実務では、執行猶予がついたかつかないかによって、ものすごく罪の重さが違うと本人も思うし、裁判官もそういう意味でつけているという意味で、実務という意味は正しいのだろうと。あえて書けば、「刑事裁判実務においては、執行猶予付きの刑事責任は」……。

【塩野座長】　「運用されているという実態を踏まえ」ですね。

【柳瀬委員】　罪の重さが違うのだろうと我々は理解しているので。

【阪田座長代理】　私はでも、この前聞いた話で、実務というのは例えば欠格条項とか、そういうことにおいて違うのではないかという話だったのかなというふうに理解していたのですけれども。

【柳瀬委員】　執行猶予期間がなくなれば消えてしまうから。

【阪田座長代理】　刑の言渡しがなかったものになるというような、そういう話。

【柳瀬委員】　そうです。

【阪田座長代理】　それも刑事裁判実務というのですか。

【柳瀬委員】　いや、それは実務ではないですよ。法律上の規定そのものですから。

【中島参事官】　前、川出先生が来られたときに、委員からのご質問に対して川出先生が、いや、実際の求刑とか、実際の裁判の判決では、実際のところは軽重がついているような取扱いがあるようなことをおっしゃっているのをここは引っ張ってきております。

【阪田座長代理】 それでは今、柳瀬委員がおっしゃる刑事裁判実務というのですか。

【柳瀬委員】 そう。それをはっきりしたほうが。

【阪田座長代理】 「刑事責任は軽い」というのは変なのですよ。

【柳瀬委員】 そうなんです。

【中島参事官】 そうすると、何と書くのがいいのでしょうか。

【塩野座長】 川出教授のプレゼンテーションの文章の中にこの問題が出てきたのか、それとも……。

【角委員】 たしか、執行猶予付きでも、執行猶予の間にまた再犯をしてしまったら取り消されちゃうというのは、執行猶予付きというのが刑事責任が軽いからという理由だと説明ができないんですけれども、というそういう文脈で出てきた……。

【山本委員】 川出教授の資料の中には、刑事責任の程度が異なるという用語がありますね。

【中島参事官】 川出先生がおっしゃったのは、「実務の考え方は、実刑と執行猶予では、そもそも責任の程度が違って、執行猶予というのは少し軽いものであるというものです。ただ、そこで軽いというのは、直ちに実刑にはしないで、再犯をしたときには、刑を執行できるという程度に軽いというもののようです。」ということだったんで、こう書いております。資料のほうは、お手元の資料集の第8回の資料1を見ていただくと、3ページのところで、執行猶予の有無の取扱いの区別の当否ということで、2つの説で、実行と執行猶予では刑事責任の程度が異なるというのと、(b)のほうで、刑事責任の程度は同じであり、刑事施設に収容しなくても再犯を防止できるか否かの差異であると。資料的には(a)・(b)、2つ列挙していると。むしろ委員の皆様には違和感のない書き方をできればと思うんですけれども。

【塩野座長】 今の段階では注22の資料が基礎ですから、これをここにまとめてあるというふうに理解をして、「裁判実務においては」というふうに入れて、あとはこういう形でおさめておきましょうかね。

もう一つ、本文のほうは、ここは淡々と、「また——場合には、執行猶予が付けられているかどうかという点を考慮することも考えられる」と。「刑事責任の軽重」は削除しまして、それでよろしゅうございますか。

【柳瀬委員】 はい。

【山本委員】 本文を見ると、④のところで、「執行猶予や故意・重過失の有無にかかわ

らず」と書いてあります。これを表現されて、執行猶予に限らない言い方を枠囲みの中でされているのかと思ったのですが、ただ、故意・重過失で区別するか否かは、この場ではあまり議論していなかったような気がしますし、これで区別できるのかどうか、やや疑問があるのですけれども。ですから、結論としては、今、塩野座長が言われたように、執行猶予だけでおさめてしまっていていいという気がいたします。

【阪田座長代理】 冒頭の四角の中も「等」を取ると言うに変ですけども、「等」もなくなるわけですが、「有無等」がおよそなくなるわけですけども、執行猶予があるかどうかということに特化して書くということですね。

【角委員】 これ、業務上過失致死とかでの執行猶予付きと、たしか防衛省の人がいらしたときに、それと、汚職をやったときの贈収賄で執行猶予が付いたというのでは違うんじゃないですかとおっしゃって、やっぱり「等」は置いておいたほうがよいのではないかと。同じ執行猶予つきでも、贈収賄と何か刑の種類によって違うんじゃないかなって、そういう議論があったので。

【中島参事官】 そうですね。角先生がおっしゃるように、執行猶予の中で、さらに過失のないものについては一部減額というのがむしろ現実的なところかなというような思いもあり……。執行猶予付きは全部全額不支給ではないとすると強いので、そういう意味では、執行猶予であって、なおかつという意味……。ただ、確かに「や」でつけると、何でもかんでも甘くなるような感じもしますんで、現時点で、そこまで突っ込んだ議論を实际していないんで、四角の中は先ほどのような「されているかどうか」と書いたにしても、例えば④のほうではもう少し「等」を入れるとか、少なくとも「等」ぐらいで執行猶予以外も入るような余地ぐらいを残していただくと、実際のところは多分、執行猶予だけではない基準にせざるを得ないような感じはあります。

【塩野座長】 それでは、念のため、もう一度確認してください。

【中島参事官】 まず、今、私が申し上げた14ページの四角の中ですけども、「また」のところを、「また、禁錮以上の刑が確定して失職した場合には、執行猶予が付されているかどうかを考慮することも考えられる」と。ただ、まさにここに「等」を入れるというのもあるんですけども、「等」を入れますか。「どうか等を考慮することも考えられる」と。

それから、15ページの④のところも「禁錮以上の刑が確定したことにより失職した場合には、執行猶予が付されているかどうか等にかかわらず、退職手当は全額不支給となる。刑事裁判実務においては、執行猶予付きの場合は——実態を踏まえ、その軽重を考慮した

取扱い」……。ただ、軽重という言葉は、ここに残るのはどうですか。そこはさっきので、そういうような修文で。

【柳瀬委員】 いいですよ。

【阪田座長代理】 これも「等」ですね。「軽重等を考慮した」と。罪種にもよるということですよ、多分。

【塩野座長】 「これらの点を」ではないですか。「その軽重」というのはしつこいといえはしつこいですね。「踏まえ、これらの点を考慮した」というと過失も入ってしまうかもしれませんね。

どうもありがとうございました。よろしゅうございますか。

【阪田座長代理】 「これらの点を考慮した」。

【塩野座長】 「これらの点」でよろしいですか。

【阪田座長代理】 「実態等を踏まえ」ですね、そうすると。

【塩野座長】 そうですね。

どうもありがとうございました。

それでは、(5) のところに入りますか。

【中島参事官】 それでは、16、17ページですけれども、まず、四角の中、事務局のほうで、これは順番の入れかえでございます。下の本文と合わせて、「時の経過、退職手当の生活保障としての機能、執行の観点」と順番を入れかえております。

最後の段落は、これは前回の会議で山本委員のほうからご指摘がありました、下の解説のほうにありながら四角の中にありませんでした自主的な判断にゆだねるということについて、こちらにも明記するというものでございます。文章はもともと下の文章と同じものを持ってきております。

②のところ、この点については内山委員のほうからわかりやすくすると。もともと「この問題については」と、ちょっとふわっとした書き方でしたので、「遺族や相続人を支給制限や返納の対象とすることは」と明確にさせていただいております。

その次のページ、17ページのほうでございますけれども、これは事務局ということで、「制度化が困難であり」となっておりますが、これは四角の中とここもちょっとニュアンスが違ったんで、四角の中のほうは制度化が……。これは何の部分かといいますと、死亡のときには制度化ができたとしても、相続人から返納させることは難しいだろうという部分について、本文のほうは、返させるほうは制度化が困難であるとする考え方もあるとし

ながら、解説のほうを見ると、慎重に検討をすべきであるというようにニュアンスが違ったんで、合わせるほうで書いて、どちらのニュアンスがいいのか、きょうご確認いただければというものでございます。

それから、そのほか、阪田代理のほうから文章上、いろいろと修文をいただいております。特に③の下のほうのところ、「退職手当に見合う財産が既に相続されており、相続人が複数いる場合など、返納命令の執行が手続的に困難な場合もあることなども理由となっている」。これは阪田代理の修文と、それから角委員のほうから、この間ありました「相続人が複数」、あるいは「手続的」というようなのをつけ加えております。

④のところ、前回の会議で内山委員からご指摘のありました「制度化」という文言に変更いたしております。

そのほか、阪田代理からコメントをいただいております。

⑤のところ、これも事務局ですけれども、ここも原文が「受給権の放棄」、後ろが「返納」になっていたりということで、ちょっと丁寧さに欠けていたものですから、より丁寧に「退職手当の受給権の放棄や自主的な返納を可能とする規定を設け、遺族や相続人に自主的な対応を促し」というような書き方にいたしております。

以上でございます。

【塩野座長】 どうもありがとうございました。

この前のご議論でありましたので、説明のほうにあったのを「また」以下としてここに入れるということ。構成上の変更でございます。

あとは基本的には文章上の直しということになりますが、先ほど検討してくれと言われたのは、③のところですか。

【中島参事官】 そうですね。もともと四角のほうは、「考慮すると、制度化は困難であるとする」と。これに対して、原文の③のほうは、「既に支給した退職手当を相続人から返納させることについては、慎重にすべきである」ということで、ちょっとニュアンスの違いがあったんで、どちらのニュアンスでいくかということで、今回、事務局のほうはどちらかという、あいまいなほうをあいまいじゃないほうにそろえるというのを先ほど来、合わせていますので、それでいいのかどうか。

【阪田座長代理】 ③では「制度化が困難であり、慎重に検討すべき」となっていますね。

【中島参事官】 ③のほうは今回「制度化が困難であり」と入れたほうがいいのかどう

か……。

【塩野座長】 私の感じだと、四角の中の2段目のところでしょう。「死亡した場合」、「制度化が困難」。ここはかなりネガティブというか、きつい、だめだよという意見がある。だから、慎重検討ではなくて、「制度化は困難である」と言い切って。

【中島参事官】 考え方があると。

【塩野座長】 あるということで、それに対して「一方」で……。

【中島参事官】 一方で、また、そちらもはっきりとした意見があると。

【塩野座長】 ここは対立を少し明確にしたほうがいいのかもかもしれませんね。ほかはいかがですか。

【阪田座長代理】 ⑤の一番下のパラグラフは、こういう意見はありましたか。

【中島参事官】 これは座長のほうから。

【塩野座長】 意見というか、要するに、こういう制度をつくっても、実態として自主返納はあるというようなことが妨げられないほうがいいのではないかという趣旨のことは申し上げました。

【阪田座長代理】 これはどういうふうを書くのかという……。

【塩野座長】 それはわからないんですけどね。そこは制度化になじまないとなれば、制度化になじまないという。

【阪田座長代理】 なるほど。

【塩野座長】 でも、実態として自主返納は在り続けると、は、私は今でも思っているんですけどね。そのときに返せませんよなんて言う必要はないし、返すと不利になりますよなんて言う必要はない。

よろしゅうございますか。

これも最終的な報告書の場合にはどうなるかは、また別途の問題でございます。

それでは、18ページ。

【中島参事官】 18ページ、「4.(6)その他」のまず四角の中。最初にここにありまず期間の限定関係についてでございますけれども、もともとの文章がちょっと雑駁な文章で、文章表現が足りないというご指摘を内山委員、森戸委員からいただきまして、文章を読ませていただきますと、「退職手当の返納事由の拡大に伴う付随的な論点としては、まず、禁錮以上の刑の確定以外の場合の返納命令を行い得る期間の限定がある。これについては、退職手当をめぐる権利についての法的安定性の確保などの観点から、返納命令につ

いても行い得る期間を限定すべきである。その具体的な期間については、公訴時効や不当利得返還請求権の時効などの期間制限の目的が類似する」云々ということで、ここだけ読んでも中身がわかるようにということで、つけ加えさせていただいております。

下のところの返納命令を行い得る期間の②と③のところの関係が、②で必要性、③で具体的な期間についてそれぞれ整理をするということで、②と③の中身自体を変えるというよりは、③のほうから必要性に係る部分のほうを②のほうに持ち上げてきたというものでございます。

前回の角委員からありました期間か期限かというところは、我々の認識としてはここは期間なんじゃないかなと思いますけれども、またコメントがあればいただければと思います。

それから、事務局の方で、「起算点については退職手当を受給する権利が発生する退職の日とすることが適当と考えられる」。前回、※印で疑問として投げかけたところを、こういう理解であったということで、文章化させていただいております。

それ以外のところについて、特段の変更はありませんが、上の四角との整合性の関係で、19ページ⑤、⑥、順番を入れかえております。四角の中と順番がずれていまして、四角の中の書きやすさからいくとこのほうが書きやすいので、こうさせていただいております。

それから、⑥のところの特別職のところも、四角との整合性という意味で、文章の修正を一部行っております。

以上です。

【塩野座長】 いかがでしょうか。ここら辺は角委員からご指摘もあったところもあるし、ご覧いただいて、すーっと頭に入るようであれば、それで結構だと思いますけれども、これは期間でということですね。

それからもう一つ、四角の中が「まず」ときて、「また」ときて、「さらに」というのは、別に論理的にどうこうというわけではなく、ただ、並べてみましたというだけの話なんで、違和感があるんですけども。私だったら、「まず」、「または」、「さらに」を全部取ってしまいます。

【中島参事官】 はい。

【塩野座長】 もし取ってよろしければ、それで。

ほかに何か、よろしいですか。

それからもう一つ、特別職の辺のところなんですけれども、同様の技術的な観点から「の

みならず」というのは、「だけではなく」のほうがいいと思うんですけども。

【中島参事官】 はい。

【塩野座長】 それから、その上の「出向中」の趣旨が、まだ我々が検討するというふうに言う趣旨ではないでしょ。

【中島参事官】 そうですね。「検討」というか「整理」。

【塩野座長】 そうですね。「制度化すべき」、あるいは「整理すべきである」というふうにして、ここは我々の検討会では扱わないという趣旨をもう少し明確にしておいたほうがいいと思いますね。

それから、特別職の在り方も、これはもうここで議論するつもりは、時間的に言ってもない話ですので。

【阪田座長代理】 「中長期的な」とは書いてありますね。

【中島参事官】 そうですね。四角の中は「別途」とは書いてあります。

【塩野座長】 「別途」と書いてありますね。

ということで、修文のほう、お願いします。「まず」、「また」、「さらに」を取って、さらに「技術的な観点から整理すべきものと考えられる」と、出向中のところとして、それから、特別職のところは「別途」だからいいかな。

【阪田座長代理】 「また」、「さらに」がなくなると、論点としては限定があるという第一文だけ「付随的な論点としては」というのがかかってしまいますが、2番目も3番目も多分、付随的な論点だというつもりことでしょうかね。

【塩野座長】 そういうことなんですけどね。

【阪田座長代理】 そういうふうに読めますか。

【中島参事官】 であれば、文章を切りますかね。「付随的な論点は以下のとおりである」のように1回切ってもいい。

【塩野座長】 そうですね。切ったほうがいいですね。

【阪田座長代理】 「論点は次のようなものがある」という。

【塩野座長】 「以下のとおりである」とやって、①、②、③とやりましょう。あるいは、ア、イ、ウかな。それは統一的に。

【中島参事官】 はい。

【阪田座長代理】 そうですね。

【塩野座長】 そのほうがすっきりします。要するに、理論的な関係があるわけではな

いということを書いたかっただけです。それをわかりやすくするために。

【阪田座長代理】 それはそうですけど、同じものが1、2、3と並んでいるということが初めの修辭がないと分かりにくいかと……。

【塩野座長】 わかりました。それはそれでよろしいですね。どうもありがとうございました。

それから、またもう一つ申しわけありませんが、特別職のところの初めから3行目、特別職に関する「詳細な議論を要するため」というか、ただ詳しいというだけの話ではないので、「詳細な」は要らないと思う。

【中島参事官】 「在り方に関する議論」。

【塩野座長】 それでは最後になりました。21ページをお願いいたします。

【中島参事官】 「5. 支給制限・返納処分の手続」、20ページ、21ページでございます。

「処分」、「相当」というところはほかのところと同じでございますけれども、まず2行目、これも下の説明文のほうから持ってきた表現でございます。「各省各庁に共通する専門的な第三者機関が関与することが適当と考えられる」と。

それから、阪田代理から、「遺族への支給制限や相続人からの返納を制度化する場合にも、上記と同様に専門的な諮問機関の議を経る仕組みとする」と。これは文章を非常にわかりやすくしていただいたと思います。

その次でございますけれども、この辺も文章的な話で、削除ということで「一部支給制限制度を創設する場合には」の前に「現職の職員に対する」とあった部分について、「現職の職員に対する」というものを落としております。

四角の中の下から5行目の「専門的な第三者による諮問機関型と各省各庁が直接処分を行う直接処分型との複合的な制度」ということで、事務局のほうで順番の入れかえを行っております。本文の中で出てくる順番が諮問機関で、次が直接処分という順番になっておりますので、その順番に合わせたというものでございます。

それから、①でございますけれども、3行目、「現行制度においては」ということで、2行目から読ませていただきますと、「退職手当の支給制限も法律上の不支給事由に該当する場合に当然に不支給となる事実行為とされ、行政庁の処分は介在しない」ということで、法的関係をはっきり明記したものでございます。これは座長からいただいたコメントでございます。

それから、下の②のところ、「適切」を「適当」と事務局、逆に言うと特に意図があったわけではなくて、1つだけ「適切」という言葉がここだけあって、どうしたものかなというところで、あえてほかに合わせて「適当」とさせていただいたというものでございます。

21ページ、前回の会議でご指摘のありました、実務上の指針のようなものについてだれがという部分を、「退職手当制度の所管大臣」ということで明示をいたしております。

以上でございます。

【塩野座長】 ここも内容的な変更はないですね。

【中島参事官】 はい。

【塩野座長】 いかがでございましょうか。

ここの四角のところですけども、上から4行目、この場合、「懲戒処分手続」ですかね。そこは手続の均衡を言っているわけですね。だから、「懲戒処分手続との均衡」。

それから、21ページの③、上から4行目、「現実的だが」とありますが、「現実的である」とするのが自然でしょうね。

⑤は、これもやっぱり「懲戒処分手続」ですかね。⑤の2行目。

それから、⑧の「司法によって争う」というのは、ここは山本委員、どうすればいいでしょうか。「裁判手続」？

【山本委員】 そうですね。「裁判手続」ですかね。あるいは「裁判所に出訴して争う」。

【中島参事官】 「裁判手続がもとより可能であるが」とやりますか。

【塩野座長】 正確に言えば「裁判所に出訴することがもとより可能である」。それが一番厳格ですね。

【中島参事官】 「出訴することがもとより可能」。

【柳瀬委員】 「出訴し、争う」。

【阪田座長代理】 「裁判所において」というのではだめですか。

【塩野座長】 「裁判所において争うこと」。

【阪田座長代理】 はい。

【塩野座長】 それでもいいですね。そのほうが一番素直かもしれない。

【塩野座長】 それで、一応さっと修文的なことを中心としてご覧いただきましたが、なおこの際、ここはこう直したほうがいいのかというような点がある場合には、おっしゃっていただければと思いますけれども、大体においてよろしゅうございますですか。

それでは、きょうはこれで一応締めますが、きょうやったことを一応ご確認いただいたほうがよろしいかと思しますので、15分ばかり休憩をして、その間、事務局において修正作業をしてもらいます。

それでは、3時10分まで休憩ということにいたします。

(休 憩)

【塩野座長】 最終的な修正部分については、後でお配りしますが、その前に今後の段取りについて、事務局案の説明を。

【中島参事官】 はい。きょう「中間とりまとめ」をご了解いただければ、この後、直ちにパブリックコメントに付して、普通ですとパブリックコメントは一月めどなんですけれども、今回の場合、後ろのほうの時間、閣議決定の関係もありまして、できれば5月中を目途に最終的な結論を得るという言い方をしておりますので、パブリックコメントはきょうから5月8日までの3週間ということで付したいと考えております。その上で、5月14日の第12回、次回の会合におきましては、そのパブコメの結果、さらに同時に各省への説明会を、来週月曜日に予定しておりますので、各省から出てきます意見を事務局のほうで取りまとめて、ご紹介をしたいと思っております。

そのほか、今までこの会議に出ていただいた方々には送るなり、時間をいただければご説明に行こうと思っております。

さらに座長のほうからご指示がございましたのは、慶應大学の清家先生、労働経済の先生ですけれども、そういった方にもご意見を求めて、早速来週にもお願いしてみようかと思っております。

そういったコメントを踏まえたところで、最終的な取りまとめに向けて、何回かかるかというのはまさにコメント次第なところですので、皆様には恐縮ですけれども、6月のご予定も聞かせていただいておりますけれども、一応、事務局の心づもりとしては、もし3回でおさまらない場合には6月4日、11日というところを押さえさせていただいておりますが、ただ、ほんとうに5回かかるのかどうかというのは、今後の議論次第と思っております。特に最終回は、大臣への報告書手交、あるいは大臣からのあいさつというような儀式的なことを、できれば一度やっただいただければと考えております。

当面の見通しは以上でございますが、この辺も何かご意見があれば、ぜひお伺いできれ

ばと思います。

【塩野座長】 それでは、修文を、一つ一つ確認して行ってください。

【中島参事官】 まず、2ページ、「退職給付」という言葉のところはもとに戻しております。「退職手当、退職金実務」と。

次に、4ページのところの②のところ、「公務員制度改革との関連では」と。

③のところ、「喫緊の課題である、」。さらにその下の行ですけれども、4ページの③ですけれども、「在り方に焦点を当て、検討を行ってきた」と。

【塩野座長】 よろしゅうございますね、ここのところは。もうページごとにやっていますので。どうぞ。

【中島参事官】 続きまして5ページでございます。四角の中、「一律に全額を支給制限・返納の対象としていることについても検討する必要がある」と。

同じ修文が下の④でございます。「多様化を図ることも検討する必要がある」と。

【塩野座長】 よろしゅうございますね。

【中島参事官】 それから、6ページ、①、1行目ですけれども、「民間における退職金」と、「退職給付」を「退職金」にいたしております。

【塩野座長】 はい。どうぞ。よろしゅうございますね。

【中島参事官】 それから、7ページ、③ですけれども、「しかし、公務員法制上の制裁であると解すると、非違行為を行った本人が死亡している場合、退職手当の遺族への支給制限や相続人からの返納の制度を設けることは、論理的にあり得ない」。

【塩野座長】 はい。それでいいですね。

【中島参事官】 8ページ、⑥でございます。「功績の没却に伴う」と。「による」というのが残っていましたが、「に伴う不当利得」。

9ページでございます。②の一番下の行、改行いたしまして、「また、地方公共団体においても、同様の規定が置かれている例がある」とした上で、14の注のほうは、上に「例がある」としておりますので、「京都市職員退職手当条例」というふうにいたしております。

【塩野座長】 よろしゅうございますか。

【山本委員】 これ、条例という言葉を入れたほうがよろしいのではないですか。上に「就業規則に」とありますので。

【塩野座長】 なるほどね。「条例上」ですか。

【阪田座長代理】 「条例がある」でいいですね。

【塩野座長】 ええ。条例があるということなんですね。

【中島参事官】 「同様の規定が置かれている条例がある」。

【塩野座長】 「条例がある」にしましょう。

【中島参事官】 12ページの四角の3行目、それから③のところ、いずれも「格差」の「格」を取っております。「格差が大きすぎる」を「差が大きすぎる」。

【塩野座長】 よろしゅうございますか。

【中島参事官】 14ページでございます。一部支給制限制度を創設した場合の基準のところ、執行猶予の部分の書きぶりですけれども、四角を読ませていただきますと、「また、禁錮以上の刑が確定して失職した場合には、執行猶予が付されているかどうか等を考慮することも考えられる」と。

【阪田座長代理】 ちょっとわかりにくいですかね、これ。「失職した場合には」というのは、失職した場合の退職金の返納についてはということなんですかね。

【中島参事官】 「基準については」という、上の基準について。これは一部支給制限を行う際の基準については、もともと懲戒処分の指針、さらに退手独自と。さらに禁錮以上の刑で失職した場合には、執行猶予が付されているかどうか等を考慮と、そういう流れです。

【阪田座長代理】 そうでしたね。

【塩野座長】 基準が一部支給制限制度ですから。

【中島参事官】 15ページのところですが、ここも読ませていただきます。「さらに、現行制度では、懲戒免職処分の場合」、こちら「のみならず」が残っていますけれども、どうしますか。別のところで直したところもありましたけれども、「禁錮以上の刑が確定したことにより失職した場合には、執行猶予が付されているかどうか等にかかわらず、退職手当は全額不支給となる。刑事裁判実務においては、執行猶予付きの場合の刑事責任は、実刑の場合よりも軽いものとして運用されているという実態等を踏まえ、これらの点を考慮した取扱いとすることも可能と考えられる」。

【塩野座長】 「のみならず」は、ここはこのままでいいです。

よろしゅうございますか。

それじゃあ、参りましょう。

【中島参事官】 16ページの②で「退職給付」を「退職金」としております。

それから、18ページの四角のところを整理いたしております。「退職手当の返納事由の

拡大に伴う付随的な論点は、以下のとおりである」と。ア、イ、ウとさせていただきます。イのところを「検討」を「整理」にしております。それから、ウのところを「のみならず」を「だけではなく」といたしております。

【塩野座長】 よろしいですか。このほうがわかりやすくなった。

はい。どうぞ。

【中島参事官】 19ページのところ、⑤、⑥、もともと「検討」というところを「整理」と。ここでやらないということで「整理」と。

それから、「詳細な」を落としております。

それから、20ページですけれども、四角の4行目でございますけれども、「懲戒処分手続」と。

21ページのほうですけれども、ここは「現実的であるが」と直しました。

さらに⑤のところ、「懲戒処分手続よりも」と。

⑧のところ、「裁判所において争うことが」としております。

【塩野座長】 「裁判所において」というのはちょっと違和感が……。

【柳瀬委員】 ありますね。裁判で争うんでしょ、普通は。

【塩野座長】 そうですね。「裁判で争う」にしましょう。

【阪田座長代理】 「裁判所において出訴」という話もありましたからね。

【中島参事官】 「裁判で争うことが」。

【塩野座長】 よろしゅうございますか。

【角委員】 すいません。19ページの⑥の特別職は、18ページの囲みの中と合わせると、「特別職の職員の在り方全体に関する」としたほうが、この検討会ではやらないよということが明確になるのでは。

【阪田座長代理】 「在り方全体」があったほうがいいですね。

【塩野座長】 そうですね。「全体の」があったわけですね。どうもありがとうございます。

それでは、以上でよろしゅうございますか。一応これでパブコメに付しますけれども、打ち間違いなどは、ホームページ上、修正することが可能ですので、ここはどうしても直したほうが良いと思われる場合にはおっしゃっていただければと思います。ただ、これは一種の中間とりまとめですから、誤解を招かないようにすることが一番重要な点でございますので、あまり細かい点についてはご勘弁をいただきたいと思います。

以上でございますが、よろしゅうございますね。

それでは、大変お時間をとらせて恐縮でございましたけれども、中間とりまとめでパブコメに付すものをここで確定したということになります。

それでは、今後の段取りについて、事務局からもう一度お話をいただきます。

【中島参事官】 次回につきましては5月14日、金曜日、10時から総務省5階のこの第4特別会議室で開催する予定でございます。よろしくお願いたします。

【塩野座長】 どうもきょうはありがとうございました。